1 タルク

2 調和前文及び純度試験の項(2)の目を次のように改める.

- 3 本医薬品各条は、三薬局方での調和合意に基づき規定した医薬品
- 4 各条である.
- 5 なお、三薬局方で調和されていない部分のうち、調和合意におい
- 6 て、調和の対象とされた項中非調和となっている項の該当箇所は
- 7 「 ◆」で、調和の対象とされた項以外に日本薬局方が独自に規定
- 8 することとした項は「 ◇」で囲むことにより示す.
- 9 三薬局方の調和合意に関する情報については、独立行政法人医薬
- 10 品医療機器総合機構のウェブサイトに掲載している.

11 純度試験

- 12 [◇](2) 酸可溶物 本品約1gを精密に量り, 希塩酸20 mLを加
- 13 え,50℃で15分間かき混ぜながら加温し、冷後、水を加え
- 14 て正確に50 mLとし, ろ過する. 必要ならば澄明になるまで
- 15 遠心分離し、この液25 mLをとり、希硫酸1 mLを加えて蒸
- 16 発乾固し,800±25℃で恒量になるまで強熱するとき,その
- 17 量は2.0%以下である. ◇

18 純度試験の項(8)の目を削る